

令和2年4月22日

保護者の皆様へ

京都市子ども若者はぐくみ局
幼保総合支援室

委託を受けて個人で仕事をする方向けの新たな支援について
(厚生労働省からのお知らせ)

平素は、本市の保育行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

この度、厚生労働省から、委託を受けて個人で仕事をする方（個人で事業を営む子どもの保護者）向けに、下記のとおり新たな支援策が示されましたので、お知らせします。

なお、制度の詳細や必要書類等については、厚生労働省のホームページで御確認ください。

記

1 支援の対象となる方について

下記(1)、(2)の両方の要件を満たす方が申請の対象となります。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、保育園等の臨時休園等(※1)に伴い、家庭で子どもを保育した保護者であること。

※1 臨時休園等・・・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、保育園等が臨時休園となった場合や家庭保育の協力依頼を受けた場合

- (2) 個人で業務委託契約を締結して仕事を受託している方(※2)で、家庭保育に協力し、子どもの保育を行ったことで、下記の要件を満たす業務委託契約等に基づき予定されていた日時に、保育園等の臨時休業等に伴い業務を行うことができなくなったこと。

ア 令和2年2月27日より前に、既に業務委託契約（発注者から仕事の委託を受け、業務遂行に対して報酬が支払われる契約）を締結していること

イ 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること

ウ 令和2年2月27日から6月30日までの間の業務であること

※2 個人で業務委託契約を締結して仕事を受託している方・・・個人で契約に基づく業務を行うことが要件であり、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

2 支援の内容

令和2年2月27日～6月30日までの間において、就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）

3 申請期限

令和2年9月30日（水）

4 申請書と制度内容資料について

制度概要は「厚生労働省作成のリーフレット」のとおりです。

制度詳細や各種申請書等につきましては、以下の厚生労働省のホームページから、ダウンロードしてください。

ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

またはインターネットの検索エンジンで、「臨時休業 個人委託」と検索してください。

5 留意点

- (1) 支援金の申請をされる際、申請書のほか、添付書類の1つに保育園等が家庭保育の協力依頼を行った日や期間が分かる書類が求められております。

確認書類の例としては、以下が考えられますので、申請の際にはご活用ください。

- ① 園から家庭保育の依頼を行った通知文（園名が記載されている依頼文）の写し
- ② 園からメールで家庭保育の協力依頼を受けた場合、その電子メールの写し
- ③ 園だより（家庭保育の協力依頼の記載があることが前提）の写し
- ④ 園のホームページで家庭保育の協力依頼の記載があれば、該当ページの写し

※その他にも、住民票等の添付書類が必要ですので、上記4のホームページ等を御確認ください。

6 問い合わせ先

学校等休業助成金・支援金 雇用調整助成金コールセンター

電話番号：0120-60-3999

（受付時間 9：00～21：00 ※土日・祝日含む）

（参考）申請書の提出先

学校等休業助成金・支援金受付センター

〒176-0012

東京都練馬区豊玉北3-21-7 アリアス桜台ビル2階